

○積算疑義申立て手続事務処理要領

平成24年9月20日
田布施町訓令14号

(趣旨)

第1条 この要領は、田布施町低入札価格調査実施要領対象工事及び田布施町建設工事最低制限価格制度実施要領対象工事（以下「対象工事」という。）における、入札及び契約の透明性及び公正性を向上させるため、開札後の疑義申立て方法やその対応について、必要な事項を定めるものとする。

(落札の保留)

第2条 疑義の申立て期間中は、落札者が変更となる場合があるため、開札後、直ちに落札決定をせず、落札を保留するものとする。

(設計図書に関する閲覧)

第3条 対象工事について入札書を提出した者は、予定価格の算出するもととなった設計図書を入札日の翌日から起算して3日間（土日、祝祭日及び年末年始を除き、午前9時から午後5時までとする。以下同じ。）、工事監理担当部署において閲覧することができる。

(疑義の申立て手続)

第4条 入札を執行した日の翌日から起算して3日間を疑義の申立て期間とする。

2 疑義の申立ては、対象工事案件について、入札書を提出した者に限る。

3 疑義の申立てを行うときは、疑義申立書（様式第1号）により、疑義の内容を具体的に記載し、工事監理担当部署へ提出するものとする。

4 疑義の申立ては、対象工事案件について、1業者1回に限る。

(疑義申立への対応)

第5条 町は、疑義の申立てが無い場合は、速やかに落札決定（低入札価格調査がある場合は、「低入札価格調査の実施結果について」で落札決定を行う。以下同じ。）を行うものとする。

2 疑義の申立てがあった入札について、町の積算を調査して予定価格、調査基準価格及び判断基準額又は最低制限価格が変わらない場合は、申立者へその旨を説明した後、速やかに落札決定を行うものとする。

3 疑義の申立てがあった入札について、町の積算を調査して予定価格、調査基準価格及び判断基準額又は最低制限価格を訂正する必要があると判明した場合は、次により入札の有効・無効を速やかに決定するものとする。

(1) 設計金額と補正した額との差額がわずかで、落札候補者である者に変更が生じないときは、当該入札を有効とし、入札参加者全員に入札通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(2) 前号に該当しない場合は、入札を無効とし、入札参加者全員に入札通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(再入札)

第6条 前条第3項第2号の規定により無効とした入札については、設計内容を一部変更し、再度入札を行うものとする。

2 再入札に参加できる者は、無効とした競争入札に入札書を提出した者とし、競争入札とする。なお、この場合の見積期間は、建設業法で認められた範囲内で短縮することができる。

(その他)

第7条 入札公告及び仕様書の記載誤り等の事由で入札への疑義申立てがあった場合にも、この対応によることを基本とする。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年9月20日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日

疑義申立書

田布施町長 様

所在地 _____

会社名 _____

代表者 _____

提出者 _____

連絡先 () _____

平成 月 日に入札した「 _____ 」の入札について、次のとおり疑義の申立てを行います。

- ※ 単に「自分の積算と合わない」などの内容は疑義の対象としません。疑義の内容について具体的に記載してください。
- ※ 具体的な項目を示す「自社の積算書、ほか資料等」を添付してください。
- ※ 疑義申立期間を過ぎた場合は、受付けません。

様式第2号（第5条関係）

田 発 第 号
平成 年 月 日

入 札 参 加 者 様

田布施町長

入 札 通 知 書

平成 年 月 日に実施した入札について、疑義申立を調査した結果は下記のとおりです。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 主 管 課	
入 札 日	
調 査 結 果	入札は 有効 無効 とします。
	理由

※ 調査結果欄の理由記載例

*設計金額等の不適切はありませんでしたので、当該入札は有効とします。

*設計金額と補正した額との差額がわずかで、入札の公正性が損なわれていないので、当該入札は有効とします。

*設計金額等の不適切により当該入札は無効とします。